

## 広島県交流・定住促進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 国、市町、民間団体等と緊密に連携して、県内への交流・定住人口の拡大を図るため、広島県交流・定住促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 県内の交流・定住の促進に係る広報・誘致・啓発活動に関すること。
- (2) その他交流・定住の促進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

### (役員)

第4条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 1名

### (役員任期)

第5条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (役員選出)

第6条 会長は、広島県、市長会会長団体、町村会会長団体及び広島経済同友会の委員の互選により定める。

- 2 会長を除く役員は、会長が指名する者をもって充てる。

### (役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の出納を監査する。

### (会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、協議会の議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 5 協議会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキング会議)

第9条 協議会に、専門事項を調査・検討させるため、ワーキング会議を置く。

- 2 ワーキング会議は、協議会委員、協議会委員が所属する構成団体の中から協議会委員が指名する者及び第10条第2項に定める事務局長が指名する者をもって構成する。
- 3 ワーキング会議は、第10条第2項に定める事務局長が招集し、ワーキング会議の議長となる。
- 4 協議会は、ワーキング会議の議決をもって、協議会の議決とすることができる。この場合、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 5 ワーキング会議に、必要に応じ、分科会を置くことができる。
- 6 ワーキング会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、ワーキング会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、広島県地域政策局地域力創造課に置く。

- 2 事務局長は、広島県地域政策局地域力創造課長の職にある者をもって充てる。

(財務)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、構成団体の負担金その他の収入をもってこれに充てる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この設置要綱は、平成18年5月11日から施行する。
- 2 協議会設置年における会計年度は、協議会設置日から翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 この設置要綱は、平成20年6月4日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この設置要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この設置要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この設置要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この設置要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この設置要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この設置要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 広島県交流・定住促進協議会委員名簿

	団体名
関係 団体	厚生労働省広島労働局
	(公社)全日本不動産協会広島県本部
	(公社)中国地方総合研究センター
	(公社)日本青年会議所中国地区広島ブロック協議会
	日本労働組合総連合会広島県連合会
	広島経済同友会
	(一社)広島県観光連盟
	(公財)広島県市町村振興協会
	広島県商工会議所連合会
	広島県商工会連合会
	(公社)広島県宅地建物取引業協会
	(一財)広島県森林整備・農業振興財団
	広島県農業協同組合中央会
	市町
呉市	
竹原市	
三原市	
尾道市	
福山市	
府中市	
三次市	
庄原市	
大竹市	
東広島市	
廿日市市	
安芸高田市	
江田島市	
府中町	
海田町	
熊野町	
坂町	
安芸太田町	
北広島町	
大崎上島町	
世羅町	
神石高原町	
県	広島県